

自動車競技の組織に関する規定

※赤字下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 クラブおよび団体の登録</p> <p>1. ～4. 【略】</p> <p>5. 申請後（登録後を含む。）、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。</p> <p>クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。</p> <p>1) 準加盟クラブ</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。</p> <p>なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。</p> <p>① 新規申請の場合：</p> <p>(a) 所定の登録申請</p> <p>(b) ～ (f) 【略】</p> <p>② 更新申請の場合：</p> <p>(a) 所定の登録申請</p> <p>(b) ～ (d) 【略】</p>	<p>1条 【略】</p> <p>第2条 クラブおよび団体の登録</p> <p>1. ～4. 【略】</p> <p>5. 申請後（登録後を含む。）、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。</p> <p>クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。</p> <p>1) 準加盟クラブ</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。</p> <p>なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。</p> <p>① 新規申請の場合：</p> <p>(a) 所定の様式による登録申請書</p> <p>(b) ～ (f) 【略】</p> <p>② 更新申請の場合：</p> <p>(a) 所定の様式による登録申請書</p> <p>(b) ～ (d) 【略】</p>

- ③ 降格申請の場合：
 - (a) 所定の登録申請
 - (b) ～ (e) 【略】
- ④ 【略】
- (5) ～ (13) 【略】

2) 加盟クラブ

- (1) ～ (3) 【略】
- (4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。
なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

- ① 新規申請の場合：
 - (a) 所定の登録申請
 - (b) ～ (f) 【略】
- ② 更新申請の場合：
 - (a) 所定の登録申請
 - (b) ～ (d) 【略】
- ③ 降格申請の場合：
 - (a) 所定の登録申請
 - (b) ～ (e) 【略】
- ④ 【略】
- (5) ～ (14) 【略】

3) 公認クラブ

- (1) ～ (4) 【略】
- (5) 昇格申請の場合：
 - ① 昇格申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の登録申請
 - (b) ～ (e) 【略】
 - ② 【略】

- ③ 降格申請の場合：
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) ～ (e) 【略】
- ④ 【略】
- (5) ～ (13) 【略】

2) 加盟クラブ

- (1) ～ (3) 【略】
- (4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。
なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

- ① 新規申請の場合：
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) ～ (f) 【略】
- ② 更新申請の場合：
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) ～ (d) 【略】
- ③ 降格申請の場合：
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) ～ (e) 【略】
- ④ 【略】
- (5) ～ (14) 【略】

3) 公認クラブ

- (1) ～ (4) 【略】
- (5) 昇格申請の場合：
 - ① 昇格申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) ～ (e) 【略】
 - ② 【略】

(6) 更新申請の場合：

① 【略】

② 更新申請の提出書類および申請料

(a) 所定の登録申請

(b) ～ (e) 【略】

③～④ 【略】

(7) ～ (8) 【略】

(9) 昇格申請受付後、J A Fは当該クラブが主催した競技会に関するカレンダー登録申請、組織許可申請、競技会審査委員会報告等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。

①～② 【略】

(10) ～ (13) 【略】

4) 準加盟団体

(1) ～ (2) 【略】

(3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

(a) 所定の登録申請

(b) ～ (g) 【略】

② 更新申請の場合：

(a) 所定の登録申請

(b) ～ (e) 【略】

③ 【略】

(4) ～ (7) 【略】

5) 加盟団体

(1) ～ (2) 【略】

(3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

(6) 更新申請の場合：

① 【略】

② 更新申請の提出書類および申請料

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) ～ (e) 【略】

③～④ 【略】

(7) ～ (8) 【略】

(9) 昇格申請受付後、J A Fは当該クラブが主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。

①～② 【略】

(10) ～ (13) 【略】

4) 準加盟団体

(1) ～ (2) 【略】

(3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) ～ (g) 【略】

② 更新申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) ～ (e) 【略】

③ 【略】

(4) ～ (7) 【略】

5) 加盟団体

(1) ～ (2) 【略】

(3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

<p>(a) 所定の登録申請 (b) ~ (g) 【略】</p> <p>② 更新申請の場合： (a) 所定の登録申請 (b) ~ (e) 【略】</p> <p>③ 【略】</p> <p>(4) ~ (11) 【略】</p> <p>6) 公認団体 (1) ~ (3) 【略】</p> <p>(4) 昇格申請の場合： ① 昇格申請の提出書類および申請料 (a) 所定の登録申請 (b) ~ (g) 【略】</p> <p>② 【略】</p> <p>(5) 更新申請の場合： ① 【略】</p> <p>② 更新申請の提出書類および申請料 (a) 所定の登録申請 (b) ~ (f) 【略】</p> <p>③~④ 【略】</p> <p>(6) ~ (7) 【略】</p> <p>(8) 昇格申請受付後、J A Fは当該団体が主催した競技会に関するカレンダー登録申請、組織許可申請、競技会審査委員会報告等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。 ①~② 【略】</p> <p>(9) ~ (12) 【略】</p> <p>7) 特別団体 (1) 【略】</p> <p>(2) ①新規申請の場合：所定の登録申請に加盟申請料および年度登録申</p>	<p>(a) 所定の<u>様式による</u>登録申請書 (b) ~ (g) 【略】</p> <p>② 更新申請の場合： (a) 所定の<u>様式による</u>登録申請書 (b) ~ (e) 【略】</p> <p>③ 【略】</p> <p>(4) ~ (11) 【略】</p> <p>6) 公認団体 (1) ~ (3) 【略】</p> <p>(4) 昇格申請の場合： ① 昇格申請の提出書類および申請料 (a) 所定の<u>様式による</u>登録申請書 (b) ~ (g) 【略】</p> <p>② 【略】</p> <p>(5) 更新申請の場合： ① 【略】</p> <p>② 更新申請の提出書類および申請料 (a) 所定の<u>様式による</u>登録申請書 (b) ~ (f) 【略】</p> <p>③~④ 【略】</p> <p>(6) ~ (7) 【略】</p> <p>(8) 昇格申請受付後、J A Fは当該団体が主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。 ①~② 【略】</p> <p>(9) ~ (12) 【略】</p> <p>7) 特別団体 (1) 【略】</p> <p>(2) ①新規申請の場合：所定の<u>様式による</u>登録申請書に加盟申請料および</p>
--	---

請料を添えて申し込むこと。

②更新の場合：所定の登録申請に年度登録申請料を添えて申し込むこと。

(3)～(10) 【略】

第3条～第6条 【略】

第7条 提出書類

競技を主催する登録クラブおよび団体はJAFに下記の書類を提出しなければならない。競技場の使用許可証の提示を要求された場合には競技場所有者の使用許可証の写しを提出しなければならない。

1. 準国内競技、地方競技のすべて、およびクローズド競技のレースの場合には次の書類を提出する。

- 1) 所定の組織許可申請と特別規則書の草案1部を競技開催日の1ヵ月前まで。
- 2) JAFが許可した特別規則書を参加受け付け開始の2日前まで。

2. 国内競技の場合には次の書類を提出する。

- 1) 所定の組織許可申請と特別規則書の草案1部を競技開催日の2ヵ月前まで。
- 2) JAFが許可した特別規則書を参加受け付け開始の2日前まで。

3. 国際競技の場合には次の書類を提出する。

- 1) 所定の組織許可申請と特別規則書の草案1部を競技開催日の4ヵ月前まで。
- 2) JAFが許可した特別規則書を参加受け付け開始の2日前まで。

4.～5. 【略】

び年度登録申請料を添えて申し込むこと。

②更新の場合：所定の**様式による登録申請書**に年度登録申請料を添えて申し込むこと。

(3)～(10) 【略】

第3条～第6条 【略】

第7条 提出書類

競技を主催する登録クラブおよび団体はJAFに下記の書類を提出しなければならない。競技場の使用許可証の提示を要求された場合には競技場所有者の使用許可証の写しを提出しなければならない。

1. 準国内競技、地方競技のすべて、およびクローズド競技のレースの場合には次の書類を提出する。

- 1) 所定の**様式の組織許可申請書**と特別規則書の草案1部を競技開催日の1ヵ月前まで。
- 2) JAFが許可した特別規則書**の印刷したものの1部**を参加受け付け開始の2日前まで。

2. 国内競技の場合には次の書類を提出する。

- 1) 所定の**様式の組織許可申請書**と特別規則書の草案1部を競技開催日の2ヵ月前まで。
- 2) JAFが許可した特別規則書**の印刷したものの1部**を参加受け付け開始の2日前まで。

3. 国際競技の場合には次の書類を提出する。

- 1) 所定の**様式の組織許可申請書**と特別規則書の草案1部を競技開催日の4ヵ月前まで。
- 2) JAFが許可した特別規則書**の印刷したものの1部**を参加受け付け開始の2日前まで。

4.～5. 【略】

6. 競技会の終了後 14 日以内に次の書類またはデータを提出する。
- 1) 公式プログラムまたは競技参加者名簿および競技役員名簿各 1 部
 - 2) 公式通知、ロードブックまたはルートカードなど各 1 部
 - 3) 暫定または最終決定の成績表 1 部

第 8 条 【略】

第 9 条 本規定の施行

本規定は、2025年4月1日より施行する。

以上

6. 競技会の終了後 14 日以内に次の書類を提出する。
- 1) 公式プログラムまたは競技参加者名簿および競技役員名簿各 1 部
 - 2) 公式通知、ロードブックまたはルートカードなど各 1 部
 - 3) 暫定または最終決定の成績表 1 部

第 8 条 【略】

第 9 条 本規定の施行

本規定は、2022年4月1日より施行する。

以上